

第三十四回国会 衆議院 商工委員会 會議録 第十四号

昭和三十五年三月九日(水曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事大島 秀一君 理事小川 平二君

理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君

理事南 好雄君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君 理事武藤 武雄君

江崎 眞澄君 岡本 茂君

始関 伊平君 田中 榮一君

田中 龍夫君 細田 義安君

渡邊 本治君 板川 正吾君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

東海林 稔君 多賀谷眞楨君

堂森 芳夫君 八木 昇君

和田 博雄君 加藤 謙造君

北條 秀一君 山下 榮二君

出席政府委員

通商産業政務次 原田 憲君

通商産業事務官 松尾泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 福井 政男君

通商産業事務官 (鉱山局長) 樋詰 誠明君

通商産業事務官 (石炭局長) 小室 恒夫君

通商産業事務官 (公益事業局長) 委員外の出席者

参 考 者 (財団法人アジア経済研究所所長) 東畑 精一君

参 考 者 (日本石炭協会会長) 石松 正鐵君

参 考 者 (電気事業連合会副会長) 松根 宗一君

参 考 者 (日本炭鉱労働組合事務局長) 古賀 定君

参 考 者 (全国石炭鉱業労働組合中央執行委員) 森 誠君

参 考 者 (参事) 越田 清七君

三月九日

委員櫻井奎夫君辞任につき、その補

欠として多賀谷眞楨君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員多賀谷眞楨君辞任につき、その

補欠として櫻井奎夫君が議長の指名

で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

連合審査開會会に関する件

アジア経済研究所法案(内閣提出第

八四号)

重油ボイラーの設置の制限等に関する

臨時措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第八一号)

○中村委員長 これより會議を開き

ます。

アジア経済研究所法案を議題とし、

審査を進めます。

お諮りいたします。本日は特に本案

審査のため、参考人として財団法人ア

ジア経済研究所所長東畑精一君より意

見を聴取いたしたいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

この際、東畑参考人に一言「あいさ

つを申し上げます。本日はきわめて御

多忙中のところ、当委員会の要望をい

れて御出席いただきまして、まことに

ありがとうございます。本案に対

し、忌憚のない御意見を述べ願いた

いと存じます。

それでは、財団法人アジア経済研究

所所長東畑精一君。

○東畑参考人 今委員長から御紹介を

こうなりました財団法人アジア経済研

究所長の東畑でございます。きょうは

御多忙中、われわれの法案のために委

員會を開催していただきまして、こち

らの氣持を率直に述べべる機會を得ま

したのを大へん喜んでおります。

アジア経済研究所は一昨年十二月に

財団法人として成立したのであります

が、成立の経緯につきましては、比較

的簡單だと私は思っております。それ

は、特に日本とアジア諸國その他との

交渉がだんだん増して参りました。と

ころが、学界の方におきましては、従

来専門的にそれを研究するというの

が、比較的、歴史をやっておる人には

ございましたのですが、現在の問題に

つきましては、専門家が非常に少な

い。ですから、この際特別にアジア問

題を研究するということは大事じゃな

いかという声が一よほど久しい以前

からございましたが、たまたま一昨年

でありましたか、約二十名ばかりの学

界の方々が、たびたびお寄り下さいま

して、当時の内閣総理大臣に向かっ

て、研究所を設置していただくよう要

望書を提出いたしたことがございま

た。なお、財界の方でも、貿易その他

経済關係がだんだん密接になってく

る、加えるに賠償も実施していくとい

うことになりました。ところが、必ずしも東

南アジアの事情は手にとるがごとくわ

かりませんので、やはり研究する必要

があるのではないかと、その声非常に

強かつたと思うのです。そういうこと

で、いろいろ経緯があつたと了解いた

しておりますが、政府がその趣旨を

とつたというわけで、アジア経済研究

所を作るために若干の補助金を出す、

こういう形で、一昨年の十二月に設立

されたのでございます。ところが昨

年、つまり三十四年度の予算におい

て、もう少し規模を拡大するというこ

とになりました。それで、昨年の六月

一日に一べん全部解消いたしました。

あらためて拡大された規模においてや

る、こういうことで、小林中さんが会

長になり、私が所長に就任いたしました

ので、自來約八カ月になりましたが、今日

まで一生懸命やっておりますのでありま

す。ところが、この研究所を設立する

につきまして、外部の協力をうんと得

るといふことは、もちろん大事なこと

であります。内部のスタッフにりっ

ぱな人間を集めたい、専門家を作っ

ていくということがより大事なことだと

思っています。実は若干のいい男に当

たつてみますと、一体研究所というの

はいつまで続くのですか、と言われ

ます。もちろん長く続くようにしなけれ

ばなりませんという話をするのです

が、どうもいい人が来るのには、持統

するといふことが一番大事なことでは

ないかと思ひます。そういうために

は、私もいろいろ頭を練りましたので

すが、何らかの形において、最低限

度、ある程度の規模のものが永続す

るということができないといふこと

もわかりました。いかなる形において永続す

るかといふことは、これはなかなか万

人に保証を与えることはできません

けれども、まず補助金でやっていくとい

ふことになりまして、時の政府の気分

によつて、ああいうものはよしておけ

ないことになってくると、——そん

なこともないと思ひますが、それでは

どうもいい人を集めることはできない

と考へまして、やはり特殊法人とい

ふ形にしたいだき、少なくとも持統す

るといふ形をとつていただいたなら

ば、これは人材を集めることができる

といふので、そういう了解も得たわけ

であります。それで人を集めさせまし

て、今日に至つております。経緯とい

つてはそういうわけです。

仕事といつたしましては、幾つかの部

門に分かれておりますが、一つは、言

うまでもなく研究でございます。研究

につきましては、若い人を集めたばか

りでございますから、内部のスタッフが

それほど強力ではない。よその強力な人に研究所に入っていたくわけにもなかないかという事になりまして、一方において内部のスタッフを養成しつつ、他面におきまして外部の方にいろいろと御協力を願いたい、こういう手はずにいたしております。それで、現在二十の研究グループを作っていたが、それにいろいろの問題についての御研究を願っております。それから、研究グループとしてはなしに、各地の研究所あるいは大学、あるいは民間でアジアの問題について、現在まで権威と目されている方々にそれぞれ適切な問題を委託調査をお願いいたすこととしております。大きいのが約十項目、個人的のが二十項目、そういう形で、内部的に漸次能力をつけてつづつ外部の援助をいねがたい。でき得べくんば、アジア経済研究所の一員になることはできぬでも、問題の重要性をお感じになっており、かつ、それをこなせる日本中の全部の方に御協力を願って、研究所の成果をあげたい、こういう希望を持っております。

もう一つ重要なのは資料であります。信用できる図書及び現地の新聞、雑誌をできる限り集めたい。これは単に研究所自身の図書として必要なのみならず、公開をいたしまして個人の御利用にまかしたい、こう思っております。現在までに約六、七百万円買いましたが、まだ一万点にはなっていないと思っております。毎日のように多数の書物が入って参っております。ことに新聞、雑誌で信頼のできるものが約三百点くらい参っております。これを整理いたしまして御供覧願いたい、こう

思っております。でき得べくんば将来この整理の仕方をもっとまかしくいたしまして、たとえばインドネシアの工業なら工業についてはどうか、こういう分類もして、現実の必要に応じたような資料の提供をいたしたいと思っておりますが、残念ながら今日のところそこまではいっておりません。資料につきまして、値段も高く日本にそうたくさん必要ではない、どこかに一部そろっていただければよい、こういうもの購入は、国会とかその他の図書館と連絡をとりましてむだのないように、実は努力をいたしております。

もう一つ、われわれとしましては出版という問題があります。出版につきましては、これは実は研究を始めまして済んでからの出版になりますので、一年くらいずつどうしてもずれができて参ります。三十三年度、と申しますのは、十二月に開かれたわけでありまして、現実には調査をする人が現地に行きましたのが三月になってからで、その報告が出ましたのが去年の夏ごろであります。その整理をいたしておりますので、本日まで一冊でもせめて間に合わせようと思っております。が、あるいは一週間くらいおくれるかと思っておりますが、出版書が、第一号が来週中にはおそらく出る。これは一年おくれになっておきますので、三十四年度は急に拡大いたしましたので、実は非常に膨大な報告書が出てくると思っております。たしか予算的に考えますと、四百字詰め原稿紙で二万枚ぐらゐの報告書の予定になっておりますが、もう少し時期を待っていただきたく思っております。

その他につきましてなお申し上げたい点が、二、三ございますが、それは実はこの研究所を運営するにつきまして、何といたしても、今までわれわれ特にならざるを得ないところですが、イギリス人とフランス人とカドイッ人の研究を通じて、実は東洋諸国を見ておいたわけでありまして、やはり日本人の眼で東洋を見た、それにはどうしても語学の必要があるというわけでありまして、昨年採用いたしました十名ばかりの人には、三月にわたりますして八月から十二月にかけて各地の語学を――七カ国語をやった人、実は今度あらためて留学生をいたしまして東亞諸国へ派遣することになっております。この三月中にはその人たちが一年ないし二年間の期間をもちまして、諸国へ行くことになっております。

もう一つは、先ほど申しました、外部の人が中心になって内部の者も加わっております。この二十の委員会でありまして、その委員会の中で、これはみな国内における研究であります。が、なお国内における研究で十分確かめ得ない、こういうことにつきましては、それぞれ二カ月余りの期間をもちまして現地へ派遣して問題を調査して、若千名、半数近くの者がすでにこの二月に出発いたしました。三月中旬に残りの半数の人が出発いたします。こういうことにはいたしております。実は三十五年の予算が幸いにして通るようになりますと、現在五十二人の定員でやっておりますが、そのほかに在外研究員には、定員外といえますが、海外定員として十六名となっております。これが、もしこの予算が通りまると、それに加うるに二十五名の増員をしていただく、こういうことになっております。

アウトル・ラインとしてその程度であります。委員より質疑の通告があります。順次これを許可いたします。田中武夫君。○田中(武)委員 東畑先生にちよっとお伺いしたいのですが、実はこのアジア経済研究所法案について、われわれ一番の焦点といえますか、問題点と考えておりますのは、従来財団法人として民間で調査研究をやっておられたのを、今度はそれを特殊法人としてやっていく。そこで、特殊法人としないければならぬのかどうかという点と、もう一つは、特殊法人とすることによって、いわば国策としてアジア研究をやめるのだ、こういうように相手方から受け取られる。そのことが、いわゆる調査の相手方になるアジア諸国はどのような受け取り方をするか、こういうことを考えた場合、むしろ、やはり民間でやるという建前の従来の財団法人でいく方がいいのじゃないか、このように考えるわけなんです。今の先生のお話を承っておりますと、いい人を集めるためには持続性が必要である、そういう点から財団法人より特殊法人の方がいいのだ、こういうような御意見のようにも承ったわけなんです。財団法人ならば持続性がないのでございましょうか、その点いかがでございましょうか。

○東畑参考人 お答えいたします。これは私としまして非常にありがたい質問でもございますし、同時に非常にお答えするのに苦しい質問でもあるのでございます。正直に私の気持ちを申し上げます。と申しますのは、従来私もいろいろ財団法人関係の研究機関その他に關与いたしましたのですが、どうも初めの二、三年は、財界といつていいか、金を出す人といつていいか、そういう方面も景気がいいのですけれども、あとになってきまして、非常にだるくなる、という悪いのですが、何となしに熱もなくなっていく。それで、それだけのべつたりになると、それが実は多いのであります。それもあまり正直に申し上げて実は恐縮なのですが、そういう中で、人を初めから育てないならば、数年間その調子でやっていると、はたしなくいく、これもいいでしょうけれども、よく考えてみますと、これから人間を作っていくのに、どうしても五年とか十年とか絶対に続くということがないと、青年諸君が集まってこないと、悪いのはたくさん来るのです。そういうことを考えて、一体どうしたら一番いいか。実は財団法人のときにも、政府から出てくる金が二年度で百億円となっております。財界からは二千万の金なのであります。それで私は長続きするといつただ一念で考えましたのが特殊法人なのですが、特殊法人にすると、なかなか監督がうるさいからよろしくない、こう言つて忠告してくれたい人もあるのです。考え悩んだあげく、やはり社会保障みたいなものを選んで、財団法人よりは、特殊法人として日本の政府に多少の義務を――

政府の義務という悪い言葉が、負ってもらって、保障を与えてもらう、こういう意味で実は特殊法人にしていただいたというのを、私からもお願いしたわけなんです。

それにつきまして、国策として調査をするという誤解が起ころはしないかということですが、これもごもっともな御質問だと思います。私たちが一番常に心得ておられる問題は、実はそれです。その色彩について、世間にあるいは相手国に対して誤解を招くことになりすなば、これは非常に罪が深いことでもあります。研究所といたしましては、現に公にはアンダー・デベロップド・カントリー、低開発国という言葉は使うことは禁止しております。現在留学生を出します諸国に対して、政府及び相手方の研究所、大学へこちらの状態も説明いたしました。国策としてやるということに、純然たる研究機関としてやる、こういう説明をいたしました。研究員の派遣はお願いいたしておりますが、全部今までのところ誤解というものはありませんで、喜んで迎えてやろう、向こうのスタッフに入れてやろうという返事をいただいております。しかし今のような誤解がないように、私は最後まで努力をいたしたい。事実また国策として政府がどうのこうのということ、今まで過去一年間足らずでありましたが、一度もそういう思いをいたしたことはございません。今後もないと思っております。

○田中(武)委員 民間の財団法人として経済活動の一環として調査をする、こういうことだから、今先生が過去一年の間にそんなことはなかったという

第一類第九号 商工委員會議録第十四号 昭和三十五年三月九日

ことであつても、今度特殊法人ということになって、いわゆる国の機関じゃないが、国の機関に準ずる行動としてやるということになってくると、そこに相手方の受けるニュアンスも変わってくると思つて。現にアジアの諸国の中ではこのことに対して疑念的な目でもって見ているところもありまして、また放送等についても、どうも反対のような放送をしておられることを聞いておりますが、そういうことであるならば財団法人のときの方が仕事がいやすいんじゃないかというように思つて。今先生は将来もないと思つて、こういうことですが、現にアジアの諸国の一部で、そういう動きがあることに對しては、どういうふうにお考えですか。

○東畑参考人 いやこれは私は、われわれの心得として極力努力しなければならぬことだと思つております。それから財団法人であるということにつきまして、かえつて私はあまりに民間の要素が強くて、民間といつてもいろいろな注文が出てくるのですから、むしろわれわれが賛成な注文というものは大いにやりたいと思つて、必ずしもそうでないという要素もあり得ると思つて。今のところそういうことはございませんが、そういう意味では多少でも独立的になれる、自主的になれるというのには、持続する基礎がなければならぬというところになってくる。これは御質問のように誤解されるかも知れませんが、他面におきまして腹をすえてそれをやるということになつてきますと——一時の策でどうのこうのなんというところは外国人は信用せぬ、というふうな考えておられて、

これは結果を見ていただくより仕方がないと思つて、私のつらで……、こういうふうな考えております。

○田中(武)委員 財団法人ということであるならば、今先生がおつしやうた、初めは景気がいいけれどもだんだんとしりつぽみになる例が多い、実際そういう面もあつたかと思つて、評議員の中には二百三十五の日本の一流会社が名を連ねているわけですから、そういうことであるならば、そんなに先生が言われるように、一、二年ははなやかだがあと少しつぽみになるといふことには必ずしもならぬのじやなからうかと思つて、今先生のおつしやうたおるように、ただ持続性の問題だけが特殊法人にするという理由であるならば、これはどうも財団法人という性格から来るものではなくて、それを運営する人たちの心意気ではなからうかと私は思つて。そうするならば、今先生が特別法人としてやった場合に、相手方がそういう疑惑を持つかも知れませんが、それに対しては努力をする、心意気を持って進むんだと言われたが、こういうことならば、その心意気をむしろ財団法人としての運営に持っていける方がいんじゃないか、このように考えるのですが、どういふことですか。

○東畑参考人 お言葉に返すわけではございませんが、このたくさんさんの評議員にはまだずいぶん欠けているのがございまして、特に欠けておられるのは、アジアに非常に関係の多い農業関係です。ね、こういうところに入つていただきたいということになりまして、もっと

実は拡大したいと思つておりまして、と申しますのは、できる限り多数の人の協力を得たいと思つてありまして。この運営によってやられた方がいいというお話であります。それも一つのもつともな考えだと思つて、ここ全部に運営していただくことは、私としましては——私自身は過去の経歴から御存じのように、全然知りません。そういうわけでありまして、どうしてうか。これは財界というものは全体としてはちゃんとあると思つて、けれども、個々の間にいったらこんな気ままなところはなかりと思つて、そういう感じを実は持つており、ましてこれはきわめて正直な話であります。そこらで一つお察しを願ひたいと思つて。○田中(武)委員 そちらで一つということですから、その点はその程度にしておきましょう。

先ほど先生も特殊法人にすればいいゆる政府からというか、官僚からの監督がきびしくなる、こういうことをお考えのようですが、事実この法案を見ましても、いろいろの面で監督とか検査とかいふような面が出てくるわけなんです。そういうことであるならばやはり官僚制が強化せられる、従つてアジア経済研究所の運営といふことが、動き、あるいはその目的が、官僚の統制によって動かされていく、すなわち政府の意図によって動かされていく、こういうふうになつてきて、ほんとは先生のようなゆるゆる学究的な立場からおやりにならうというアジアの研究がゆがめられるのではないか、政治意図によってゆがめられていく、ことに今日の日本の国際上における存在から見まして、国際的な意図によってゆがめられていく、そういうことがひいては世界の平和にも大きな影響を与えるというふうな結果にならないかというのを心配するわけなんです。そういうことについての御懸念はないでしょうか。

○東畑参考人 特殊法人になると監督がやかましくなるというお話であります。私はたどればお金についてはやはり厳重に監督してもらつた方がいい。どうしても民間で補助金が主になつておられますので、こういうのは私の経験ではややもするといふと多少だらしなくなる、こういうふうな思つておられます。つまり普通の官庁等におけるように、金については厳重に監督していただくたいと思つております。今の田中さんのお話であります。監督というものが、研究の内容について監督を受けるのか、指導を受けるのかいふふうにおとりを願つと、実は非常に困るのであります。そういうことは絶対ないと思つて。また各省はぜひぶん関係いたしておりますが、今までの経験ではそういう方面につきましてもありません。またそういうのが言えるようなものがあつたら、よほど官僚としてけつこうではないかといふくらいには実は思つております。これは私の経験を申し上げて恐縮でございますが、終戦直後、農林省で農業総合研究所というものができました。当時第一次吉田内閣でありましたが、和田博雄君が農林大臣としてそれを設立したので、そのときに私は今のようなお話もいたしたことがあります。まあ君思つたようにやってみろ、ということであ

りまして、約九年九月月やったのでありますが、私がこちらで主にやっておると言うことに対して官僚がどうのこうのと言ったことは、実は一度もありません。非常に気持よくその間をやりました。むしろこちらを援助してくれたいと思いますか、そういった経験をつまり持っておりまして、アジア経済研究所の場合も過去ずっとそうなんです。が、われわれ一生懸命やっておるのに、口幅つたい話なんです。内容的にどうのこうのという官僚諸君がおつたら、私はむしろ歓迎いたしません。この点は一つ御心配なさらないように願いたいと思います。

○田中(武)委員 先生はむしろ官僚の口ばしを入れることを歓迎する、こうおっしゃっておるので、何をか言わんやであります。たとえば本法の十三条では役員は任命権が通産大臣にあるわけなんです。先生は今、金の面では監督をきびしくした方がいい、しかし運営面まで云々せられるようなことはない、こう言われるのですが、役員は任命権を通産大臣が握るといふこと、役員は任命権を握るといふことは、すなわち運営を握るといふことになろうと思ふのです。この場合は、先生はそういうお考えがもしもありませんか、やはり役員をかえることによつて、自分たちの思うように動く人、そういうことを前提として人を選んでいくことによつて、政府なり官僚の思うような方向へ動かしていく、こういうことにならうと思ふのですが、役員任命とおっしゃるような運営の面ではどのようにお考えになりますか。

○東畑参考人 ちょっと役人が干渉することを歓迎するといふふうにお聞き

取りになりましたようですけれども、そんな気持はありません。一般全体で考えれば、会長、所長及び監事は、通産大臣が任命する、だから都合のいい者を任命するということもあり得るわけだと思ふのであります。しかし、われわれ大学におりましたが、みな文部大臣が任命するのですから、別にそれがどうのこうのというありがたみを感ぜられたことでもありません。これは結局人によりけりだと思ふのです。通産大臣が変なやつを任命されたら、国会などでどんでんやられたらいいと思ふのです。そういうふうにしていただければいいと思ふ。私は実は法律のことはよくわかりませんが、法律的にはこういう形になるのじゃないですか。

○田中(武)委員 特殊法人になれば、今までの例を見ましても大体こういうことになっていくわけなんです。だから特殊法人にしてこういう格好にすることがいけないというのではなく、特殊法人にすることに問題がある、それはたとえばこういう問題も出てくる、こ

ど良心的な人を選んだにすぎない。こういう苦い経験をわれわれ持っておりまして。従つて一年や二年は問題はなからうかと思ひますが、やはりこれが伝家の宝刀となつて動いて、かりに今の会長なり先生が政府の意図するようなことをやらなうということになれば、首をはねてすりかえるというふうなこともやりかねないと思ふ。そういうことを私は心配しておるわけなんです。それから先生の立場からは、アジアを研究するにあつては、ほんとうに学究的な純粋な気持から研究する、こういうことにならうと思ふのですが、現に二つの世界に分かれて冷たい流れが流れていることは現実の事実なんです。しかも、日本が今日置かれて

○東畑参考人 私は田中さんと多少初めに食い違いがあると思つておりますが、私の心持は法律でもって研究所を作つてしまひますと、政府に多少の義務がつく。むしろそういう義務がなしに——ちょっと政府の気に食わぬことが報告書に出てくると、あんなところもあり得ると思ふのであります。そ

ういうことのないように、実は法律的存在として国会で十分審議していただいて国会の監督を受けるということになれば、そんな気ままだと言えないといふことが、特殊法人化ということの起りになつておる。少くとも私自身はそうなつておると思ひます。それから今のアジアの問題は非常に重要な問題で、私も一研究者としてその事情自身がなかなかきわめに思つております。あくまで研究所としてやつていく、こういうことにならうと思ふ。政府がそれに対してそれほどの何か言うということは一度もありませんし、おそらくあるまいと思ひますが、研究所のいろいろな人たちが個人的にどうのこうのといふことは存じませんが、研究所自身として差別をする、冷ややかに現実を見る、こういうことが一番中心になつております。またそういう気持で今研究所全体はお

○田中(武)委員 聞きたい点もたくさんあるのですが、時間がつかえておるのでやめたいと思ひますが、最後にアジア研究のために海外派遣といひますか、外遊といひますか、たくさん出ていくと思ひます。従来も出ていかれたと思ふのですが、その出ていかれた人たちは、いわゆる学者とか専門家といふ人と役人、官僚とはどの程度になつておりますか。ますます役人が便利して外遊をするといふことになりはしないか、私はこういうことも考へるわけですが、過去の実績及び今後のそういう海外派遣についてはどのような方針でありますか、それをお伺ひしたいのです。実はきょう先生においで

願つたのは、この法案に関連して、現在のアジア研究所の幹部の方々も、特殊法人の方に希望しておられるという政府答弁があつたので、はたしてそうかといふことで御意見を聞いたのですが、私はまさか東畑先生のような方が官僚統制を歓迎せられるとは思つていなかったのですが、今お話を伺ひまして先生のお考えはわかりました。その点だけをお伺ひしたいと思ひます。

○東畑参考人 留学生の問題につきましては、三十四年度の話でございますが、一年ないし二年間というものが十六名になつておりました。十六名の留学生の中で、私たちが昨年採用いたしました研究生が、約二百何十名かの中で十一名かと記憶いたしますが、採りました。この中で語学をやらせ、もう少し日本にいたいといふものもおりまして、結局八名しか留学生として出すことができません。幸いにして予算も残り八名の留学生が出せるということになつておりましたので、いろいろ苦勞いたしまして研究しまして、結局大学院関係の人に行つていただくこと、一人は東京大学の助手をしておる人、もう一人は慶応大学の大学院の学生でありましたが、助手の人、これは経済をやつておりました。早稲田大学の方もお願ひしましたが、必ずしもうまくいきません、また次回に考えようといふことになつておりました。京都大学の先生で助教をしておられます。大

今のような理想形態を描きましても、まあ十年ですか。私は、それもやれるかやれぬかは別といたしまして、まずじわじわふやしていき、能力に応じてやっていく、こういう気持でおります。その他あまり先のこととは、今日もう法人問題で一生懸命になっておりますから……。

○北條委員 東畑先生の言われることはこういうふうな理解してよろしいですか、いろいろ構想を練ってやろうと考えておる、それを安心してやれるようにしてくれ、こういうことが御趣旨なんですか。

○東畑参考人 まさに私の申したいことはあなたのおっしゃった通りであります。

○中村委員 次は松平忠久君。

○松平委員 お忙しいところ恐縮ですが、若干御質問したいと思つて。今の質疑応答で大体お気持はわかりましたが、私当初伺つておつたときは、東畑さんが引き受けられる心境というものは、あまり干渉がましいことではなくて、運営はおれにまかしてくれ、こういうことで引き受けられたということでありませう。それで今後とも、特殊法人になりましたら、役員任命、その他ごさい事が、その御心境をもつてずつとやっていかれるのであるかどうか、これを伺いたいと思つて。そういうことは、御承知のようにジェトロというものがございませう。これが特殊法人のような格好になっておるのですが、最近ジェトロの運営を見ますと、かなり役人の古手が入り込んできているわけですね。幹部のほとんど、理事というか、その下の部長というものがおりました、幹部級のところにも多

分十五、六名入つておると思つて。そうするとこれはもうきちきちでもつて、ほかの人が行つても、杉さんが理事長をやつておられますけれども、結局のところロボットじゃないかと思つて。これじゃ私はうまくいかないと思つて。先生は大学、文部省等の御経験もあるだろうと思つておられるので、そういう前例もございませう、私はそれを心配しているわけですね。

それからもう一つは、今の御答弁の中にも役人をいろいろ海外視察、調査に出すというお話がありました。住宅の方から取り寄せた資料を見ますと、一年間の調査をするものの中でこれが八人ばかりありますけれども、その八人の中で五人が役人だ、こういうことなんですね。それから短期に二カ月、三カ月現地に派遣するというのが二十六名ございませうけれども、その中で役人が十二名ですが、大学の先生は五名です。あとは民間人というような格好になっておられます。どうもともするとこういうものに便乗して役人が海外へ行きだがる傾向があると思つて。一体こういうことはいいかどうか、役人以外には人材はないのか。

イーシー・ゴーイングでもつて、リコモンドされると、それをついてやつてしまふのではないかと思つて、八人のうち五人が関係各省の役人である。一年間の留学というのがそういうものだろうと思つて。それから二、三カ月の視察が今言うように二十六名の中で十二名も役人である。こういうことは、ほかの人が見れば初めからどうもおかしい、こういうふうになると思つておられる、その辺はどういうふうにお感じですか。

○東畑参考人 ごもつともなお話だと思つて、八名のうち五名というのは、十六名のうちで内部の八名ありますから、五名役人を選んだのであります。先ほど申しましたのは若い男なもので、一々お会いしまして首突検してきめたのであります。私の気持は、役人には違ひないかもしれませうけれども、もし御本人がそういう気持になつてくれれば、この機会に私の方へ取り込みたいというので、所員候補というか、これはちよつと言いたくないことなのであります。そのくらの気持でございまして、やはり研究するのにおもしろいのだという人を実は選んだのであります。ですから形は役人には違ひありませんけれども、現にどの省でありますか、その省は別といたしまして、大部分は休職になりました私のところの所員になるのです。そういう形になっておられますから、この点一つ誤解のないようにお願ひいたします。

それから一体に役人が外国に行つて、外国へ行きたいのは役人に限らないのであります。それに別にどうのという——百二十人かの委員になつておられるのです。その中で、委員長という人だけはやかましく申しまして、だれにお願ひするのかというのをよく申しまして、あとの人選は全部委員長にまかしてあります。その中に役人も入つておられるのであります。役人でも大学の講師をしておるとかなんとかいう人が多いと思つて……。

○松平委員 そういふ人じゃなくて、ほんとうの省の役人というのが多いのですよ。大学の先生は少ないのです。○東畑参考人 講師をしておるとか、

いわゆる役人らしくない役人といひますか、私は一切こだわらないのです。役人であろうと代議士であろうと財界人であろうと、そのことについて適当だと思ふ人ならだれでもいい、こういう観念で通してあります。ですから肩書きでどうのこうのとおっしゃつていただくことは、一つ私に免じて許していただきたいと思います。これは私は自信を持ってそういたしております。

○松平委員 そういうお気持であるならば了といたします。

もう一つ伺いたたいのは、アジアという非常に地域が広いわけですね。それで調査のプランと申しますか、どういふところから手をつけていくべきであるか、あるいはどの国を重点に置くべきであるか、あるいはどういふ産業についての調査を優先的あるいは重点的にやるかというふうなプランを持つておいでになるかということが第一。それと日本の東南アジアにおける経済協力ということとの結びつき、その点は政府と打ち合わせでもしてそういうふうにするのか、あるいは政府の東南アジアあるいは民間の東南アジアに対するいろいろな意欲というものは無関係に、調査だけは進めていくというのであるか、その点はどうですか。

○東畑参考人 研究所としてどういふ問題を選ぶかということ、実は研究として非常に重要なこととございまして、私の方といたしましては約二十カ国くらいありますが、こういう国々において、単に日本の関係ということだけでなしに、世界的な関係におきましても、あるいはその国の事情として持つておられる問題とかいふものは、おそらく三百くらいあると思つて。そう

いふ問題集を作りまして、そして、あなたも一体今日日本として、どの問題が一番研究するのに大事であるかということ、これは数百カ所へ聞いておられます。こののも実は昨日出しましたが、あらためてそういう問題集を作りまして出してあります。そして各政党的調査会に送るようになっておられます。二、三百になると思つておられますが、そういう問題の中でいろいろと皆さんの御意見を聞き、同時に——われわれの方でやれない問題はこれは仕方がありません。やれる問題はいろいろに合わせ

ていって、それで問題を選択いたします。昨年のこの問題集というのは全部そういううちから聞きまして、もちろん政府からも聞いておられます。そしてわれわれとして選択いたしましたものであります。そういう形でやつておりました、今これを重点とするかということ、ちよつと人間の数が少ないものでありますから、希望を持ってもらへぬことがございませう。それからまた人によりましては、こういうことはぜひやりたいのだという人もありまして、現にこういうのがあります。あのインドとの境のシッキムの研究なら幾らでもやるという非常に有能な人がおられるのであります。しかしわれわれとしては、今シッキムをやることは少しもいたくではないかと思つて、こういう人はとらせずに、民間にレザブしてもらつておる、こういう状態をどういふので、ちよつと重点を一箇で言えとおっしゃられると困るのであります。集めてくる問題からいへば、どうして日本と関連が多いものというふうになつてくるのは、これは当然でございませう。

需要の拡大をはかっていく、そうして炭鉱労働者の雇用を維持していくのだ、このことを裏づけとして十分御検討願って、そういう立場から今提案されておる問題を慎重に審議願って、私どもの主張に賛成を願いたいと思っておるのです。従って、結論的に申し上げますと、今出されておる二つの点については私も一応賛成だ、こういうことになるわけです。

○中村委員長 次は森誠君。

○森誠参考人 全炭鉱の森です。ただいま問題になっております重油ポイラー規制法の可否の問題については、私たちが直接それに携わる石炭産業の労働者として、一応明快な立場を表明したいというふうに考えております。

結論から先に申し上げますと、この法案の存続に賛成を表明いたします。ただ申し上げたいのは、小型ポイラーの適用除外の問題でございますけれども、この問題についてもわれわれは慎重に検討いたしましたわけですが、しかしながら、われわれひとりよがりということのみを考へてもいけないということから、やはり中小企業の合理化の問題、そういうような問題から考へれば、現状の段階ではやむを得ない処置ではないかということを考えております。

ただ問題としては——私がここで申し上げるまでもなく、現在の重油ポイラー法が設置された理由、あるいは石炭産業の現状とかあるいはその他数字のこまかい点は、ここに集まられておる皆さんの方が詳しいと思っておりますので省かしていただきますけれども、ただ若干、抽象的ではございますけれども、少なくとも現在の政策として一

応、おそまきではありますけれども、国家的な問題としていろいろなことをやっております。たとえば合理化法による炭鉱の買い上げの増額の問題とか、あるいは炭鉱離職者の法案の設置その他いろいろの政策として推進して、それがようやく軌道に乗りつつあるわけです。またその線に沿って石炭の業界の方も、新しい石炭の合理化法案というものを推進するために、われわれ全炭鉱と話し合つて、現在その活路を見出している最中に、ともすればこの法案が一般に与える傾向は、非常に水をかけたような、いわゆる心理的な影響が若干あるのではないかと、こういうことを私どもは懸念をいたしております。しかしながら、問題は十分説明をすれば納得のいくことでありますし、こういう点については問題がないと思っております。ただ現在われわれ直接これに従事しておる者としての率直な考へ方は、現在行なわれておる保護政策を少しゆるめることでも、下部では非常に問題があるということでも、たとえばよかれと思つてやつた保護政策でも、いわゆる小型ポイラーを適用除外にするということは非常に影響があるということ、こういうことを十分お考へ願いたいということをお願いいたします。

なお次に、小型ポイラーを適用除外することに、重油転換に対する安直な手段として、そういうようなものが安直にできるという安易感を与え、危険性を多分に含んでおる、そういうふうな考へるわけですが、少なくとも小型ですけれども、この可能性が十分ある。こういう点については、いわ

ゆるる行政指導あるいはその他の面で十分規制をしていただきたい、このようにお願いいたします。このようにお考へるわけでございます。こういうふうな面でも、われわれとしても今後十分考へて、陰ながら協力をいたしたい。なお、いろいろお願いしたいこともございまして、問題は、運用の面で十分規制を行なつていただきたいということ、再度強調いたしたいと思つております。

午後一時十六分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時九分休憩

○多賀谷委員 いろいろお考へをいたして、法律が全然なくなりませんから……、こういう場合、はたして

○中村委員長 以上で参考人の方々の意見の陳述は終わりました。この際午後一時まで、暫時休憩いたします。

○中村委員長 以上で参考人の方々の意見の陳述は終わりました。この際午後一時まで、暫時休憩いたします。

○多賀谷委員 いろいろお考へをいたして、法律が全然なくなりませんから……、こういう場合、はたして

○中村委員長 以上で参考人の方々の意見の陳述は終わりました。この際午後一時まで、暫時休憩いたします。

○多賀谷委員 いろいろお考へをいたして、法律が全然なくなりませんから……、こういう場合、はたして

○石松参考人 私どももいたしまして、今御質問の通り、三十八年度以降において石炭の需要が幾らかでも減退をするというふうなことになるれば、これは石炭業界としては大問題でございます。それで私どもが特に期待をしておる電力業界におきまして、三十八年度以降にポイラー規制法が廃止された後といえども、電力用炭の需要は、少なくとも二千万トン、ないしそれよりもさらに漸増するということが確認できないと、業界としては非常に問題があると思つております。これは、ひたすら電力業界にお願いすると同時に、かりに将来特別の地区の重油ポイラー専焼を認められる場合でも、その認可をされる場合は、それを勘案しながら認可をしてもらいたいというふうに考へております。

○多賀谷委員 そういたしますと、やはり三十八年度でも、これは何らかの形で認可制度、すなわち重油ポイラー設置の認可あるいは今まで石炭を使つておつたポイラーが、重油になる場合の改造の場合の認可、今かなり時間がありますけれども、明確には言えないでしょうけれども、やはりこういうものが要る、こういう考へ方ですか。

○石松参考人 そういうふうに協会も希望しております。

○多賀谷委員 これは政府にちょっとついでですからお聞きしたいのですが、重油ポイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律施行規則、要するに通産省令はこの法律施行

るというふうに考えております。

○多賀谷委員 三十三年は原料炭は何

○通詰政府委員 三十三年は九百七、

八十万吨だったと思ひます。ことし

○多賀谷委員 そうすると一般炭全体

○通詰政府委員 そうあまり大きな増

○多賀谷委員 そうしますと、これは

と減るという形でもないけれども、一

い、あるいはベースは減る可能性が、

今の傾向ではある。そうすると問題

は、一般炭を出しておるものはほとん

ど中小炭鉱が多い、これは率直にいう

と相当中小炭鉱をつぶさなければなら

ぬという計画になるのですね。

○通詰政府委員 全体の大きな傾向と

いたしましては、一般炭で増加が期待

されますのは電力とセメント、それ以

外にはないと考えております。大体ほ

かの産業部門はむしろだんだん漸減と

いう格好を示すのじゃないか、一般産

業の方は少しずつ減っていつて電力と

セメントが年々ある程度確実にふえて

いくということ、一般炭全体の消費

一般炭でありますから、一般炭全体とい

たしましては三千八百万と四千二百万

の差で四百万吨くらいはふえる、そ

ういうふうな考えておりますが、その

ふえた分は大部分電気とセメントと

いったところに向かひまして、その他

の産業部門はむしろ今の割合から少

ずつ減るというの、やむを得ない傾

向じゃないかと考えております。

○多賀谷委員 これも通産省でけっ

うですから、石炭の使用効率ですね、

各産業別に一つ示していただきたい。

○通詰政府委員 われわれが調べまし

たところでは、たとえば一般のスト

カーだきで石炭をたきます場合、重油

のボイラーとストーカーだきのボイ

ラーは、メリットを比較してみます

と、重油が一円であるならば石炭は八

十三銭四厘でなければならぬ。結局

メリット換算八三・四。それから最近

の大きな火力発電の場合は、われわれ

の調査によりますと、メリットは九

○四になっております。それから肥

ロリー当たり十一銭七厘で供給される

ということなら、それを使う経営者と

してはトータルで同じ仕上りのコス

トになる、そういうことでございませ

今のはたまたま一例を申し上げました

が、そのほかいろいろな炉の関係、

たとえば平炉等ではメリットは約五

九〇をこえてたし九二、三あつたと

思ひます。なおいろいろの設備別のメ

リットも調査いたしました、手元に

調査表を持ってきておりませんので、

もし必要がございましたら、あと

から提出いたします。

○多賀谷委員 これは政府にちよつと

お尋ねしたいと思ひますが、火力

発電用に使つた場合には、今石炭局長の

おっしゃつたように、他の産業に比べ

ると効率がいいわけですね。そうす

と、他の産業に比べて効率がいい火力

発電、すなわち公益事業だけに、そう

いった設置やむを得ないということ

許可するのは、これは問題があるじや

ありませんか。むしろ政府の政策とし

ういうふうにお考えですか。

○福井政府委員 省令で認めて参りま

す場合にも、先ほどから説明いたして

おりますように、石炭の消費量は漸増

するということで、石炭合理化対策に

支障のないような運用をしていくとい

う点を考えておりますのと、それから

火力専焼設備を認めます場合に、一体

どういうメリットがあるかという問題

になるわけですが、これは午前

中電気事業連合会の松根さんから詳細

にお話ございましたが、建設費の面

から見ましても、たとえば燃料費とい

うことに限つても非常なメリット

があるわけでございます。

○多賀谷委員 いや私が鉱山局長にお

尋ねたいのは、それは発電所も確か

に重油を使つた方がいわけですね。

そのことが私企業でも言える。まして

や他の産業の場合は、石炭の使用効率

というものが火力発電所よりも低いも

のですから、なお言えるわけですね。

ところが公益事業というものは、いろ

地域において火力発電所を設けていく

ことは非常に困難だという面が相当こ

ざいます。むしろ経済面ということも

あります。立地条件も最終的にい

えば経済面の問題に最後は帰着する

というような言い方もできると思つた

あります。経済面から申せば、もちろ

ん最近の電源開発の結果といたしま

して、非常に発電原価が毎年々々上

で参る結果になっていまして、これ

を何とか調整しよう、財政投資ある

いは税制の面等でもいろいろ考へて

いただいておられますけれども、実を

言ふとなかなか調整し切れない。そう

いう面がありますので、電気事業だけ

の立場から申せば実はもつと大幅に重

油の専焼発電所を認めていかなければ

ならぬ立場でありますけれども、先ほ

ど申しておりましたように公益事業と

しての立場を考へ、重要産業としての

石炭が成り立っていくということ

でなければならぬ。その意味では一種

の妥協的産物であります。しかしなが

則からいならば私はそれが当然だと思ふ。それを逆に使用効率の比較的い電気に許すという。それはまあ公益事業であるからと、こういうことを言われるが、公益事業であるならば別の方法があると思う。一方においては石炭に助成をしておる、補助金を出しておる、そう言いながら私企業の犠牲において公益事業だけが、他に道があるにもかかわらず安易なやり方をすると、これは大きな問題になりますか。これは大きな政策になりますか。あとから質問いたします。

そこで石炭協会にちよっとお尋ねいたしますが、今私が質問いたしましたように、通産省令を交えられれば、これは電力だけなら何とか政府で監督権がありますから、押えることができるでしょうけれども、その観念と同じ要素がこのボイラー規制法の中に入りますと、経営の面が入ってくるならばこれは大へんなことだと思ふ。実際上この法律は役に立たないようなものになる、こういう気がいたしますが、その点どういふふうにお考えですか。

○石松参考人 私どもとしてはとにかく石炭の消費が三十八年度以降に、特に電力用炭の消費が漸増するということが確約できますれば、私はそれで特に異議ないと思ひます。

○八木(昇)委員 ただいまの多賀谷委員の質問に関連して二、三伺つておきたいと思ひます。
最初に電気事業連合会の松根さんに二、三伺ひたいと思ひます。いつでございましてか私も新聞何かでちょっと見たのでありますが、四日市の火力発電所の問題で、重油専焼ボイラーとどういふのか、そういうたぐいのものを設

置したというふうな記事を、ちらっと見たような気がいたしました。現在までに火力発電所の建設をやっておるものの中で、石炭をたくボイラーはやらないで、重油専焼的なボイラー設置の工事を事実上進めておいて、通産省の許可、認可を待っている、そういう姿になっておるような発電所、建設中の発電所というものが現実国内に存在するかどうかというのを一つ。

それからもう一つは、最近これが問題になっておるわけですが、本年度から着工を始めるという火力発電所の中で、重油専焼のボイラーの発電所というものを、電力会社方面で通産省の許可の申請をすていなすつておるか、あるいはしようとしておられるか。すでに電力会社方面で予定しておられるのが、本年度のものだけで出力が百万キロにしておったと思ひますが、そのくらいの設備の発電所を五カ所か六カ所申請をされる予定だと承っておりまして、そのことについてですが、それらは全部今年度中に工事にかかるのであるか。完成は昭和三十八年の十一月以降の完成のものであるか。それらはすべてそうであるか、あるいはそうでなく昭和三十八年十月以前に完成をする予定のものもあるのかどうかというところが、私の質問の第二点。

それからもう一つはこういう重油専焼の火力発電所の設置希望というものは、本年すてに出ておりますように来年、再来年というふうには、昭和三十六年、三十七年、三十八年、ずつと毎年建設予定が一応あるのだ、それらの建設計画といふものは、それらのもの大ざっぱなところを説明していただきたい。以上でございます。

○松根参考人 お答えを申し上げます。第一の御質問の、現在専焼火力の工事に着手しておるかというお話でございまして、これは政府の許可も要ることでございまして、今は一つもございませぬ。それから三十五年度に着工しますものは、今計画としてわれわれが考えてありますものを取りまとめましたのですが、大体東京で二カ所、四台、中部で二カ所、二台、関西に一カ所、こういうふうになっております。その竣工期はいろいろございまして、一番早いのが、三十七年の末か三十八年の初めになるのが二台、三十八年度以降になりますのが二台、あとがその中間になると思ひます。

もう一つは来年度以降の計画でございますが、これはさつきも申し上げましたように、たぐさんの火力の計画であります。もちろん専焼火力がその中に相当入ると思ひますが、これは今後の石炭、石油の情勢によりましてきめていきたい、こういうふうな考えておるようでございます。従つてそれをどうしようとするということは、まだはっきりいたしていません。ただ考え方は、同じ場所に石炭を置いたり石油を置いたりということは非常に不経済になるものですから、同じ場所にやる場合には、大体同じ石炭なり石油なりをまとめてやるというふうな行き方になると思ひます。

○八木(昇)委員 重ねてもう一点お伺ひたいと思ひますが、大体日本の今後のエネルギーの推移で、これは経済企画庁が二年ほど前に新長期計画というものを発表された際に、昭和五十年代においては、七千カロリーの石炭に換算して二億七千六百万トンという

エネルギーを必要とするようになるのではないかと。そういう場合には、水力とか石炭とかというふうなものでまかなひ得る部分というものはどうして割合が減ってくる。ほとんどが油と油と割合が減ってくる。若干原子力はそのときに入つておるのでしようけれども、大体こういうふうな大筋は今日も——その見込みが少し大き過ぎるといふ論もありまして、そうなるという論もありません。そうなるという論も、電力のウェットが非常に高くなつてくる。そういう場合に、今後電力会社方面は石油に依存する度合いが、大体大ざっぱに見てもどのくらいになるのか。ずつと将来は見通せないにしても、たとえば五年後の昭和四十二年度あたりを考えた場合に、一体電力関係としてどのくらいの量の石油を必要とするかと考えられておりますか、これも一つお尋ねいたします。

○松根参考人 前段の経審の日本の経済の成長率の問題でございまして、今はつきり数字を覚えておりませんが、各社で五カ年、十カ年あるいは十五カ年というふうには、長期の計画を今いろいろ立てておられますけれども、その模様によりますと、どうもあの数字よりも、エネルギーの消費量はもっとふえるのではないか。まだはっきりした私どもの数字をつかんでおりませんが、大体あれよりも上がつていくんじゃないかというところが感じられるのであります。

それから四十二年ごろに一体石油をどれくらい使うかという問題、これも、その後数字がまた変わつておりますが、昨年の暮れごろ私の方でちょっと試算してみたのですが、五年後の

四十二年に、大体石炭に換算いたしました四千万トンぐらいの燃料が必要。かりに二千万トンを、石炭を使うといたしますと、残りが石炭一千万トンぐらいの油が必要。これをもし二千万トン使えば、その差額の七百五十万トンが油として要る、そういうふうな割合になると思ひます。これは一向に石炭の出でくる量と、それからその値段、経済性との関連になりまして、石油との値開きがあまりないというこの合理化が非常にうまくいきまして、石油との値開きがあるかどうかという問題もありません。石炭の消費量はふえるかもしれません。そのときには逆にして石炭の入手ができるかどうかという問題がありまして、あるいは逆に油の値段が、かりに今九千円に逆になるとか、七千円になるとか六千円になるとかということがないとも言えません。そうするとまたその間に比率が変わつてくる問題も起こつてくると思ひます。それにいたしまして、先刻も申し上げたのですが、石炭の経済的な産出ということを考えた場合に、二千五百万トンぐらいが、電力用炭としてはマキシマムではなからうかというふうな、われわれの方は今考えております。

○八木(昇)委員 今度は石炭協会の方に伺ひたい。先ほど、一般用炭の消費内容について多賀谷さんから質問があったのですが、これを一般用の粉炭に限つてみた場合に、一般用の粉炭の中で電力に用いられるものは一体どのくらいの割合を占めておるか。電力用炭はほとんど一般用の粉炭だと思ひますので、その点ちよっと伺ひたい。しかも、そういう一般用の粉炭はほとんど中小炭鉱のものなのですが、大手

と中小炭鉱で掘られるものとの割合は大體どの程度か、ちよつとお伺ひいたします。

○石松参考人 私の手元では大手十八社だけの資料しかございませんので、中小炭鉱まではちよつとわかりかねております。大手だけで申しますと、三十四年度の全出炭が約三千三百万トン、そのうち原料炭が約一千三百万トン、そのうち原料炭が約一千三百万トンでございますので、一般炭としては約二千三百万トンの出炭を見ておるわけでありませぬ。そのうちから電力にいく粉炭、これは資料を持ってきておりませぬが、なんでしたらあとでお届けしてよろしゅうございます。

○八木(昇)委員 参考人の方への質問はこれで終わりました、政府委員の方にあと一点質問をして終わりたいと思ひます。先ほど鉱山局長から御答弁があつたのですが、火力発電に関しましては、やはり省令の改正をやつて、やむを得ないと認められるものについては、重油専焼ボイラーの工事に着工することを認めなければならぬというようなお考えが述べられたようでありませぬ。そうなりますと、一体やむを得ないと認める基準をどこに置くのか。それから一度幾つかの重油専焼ボイラーを認めたならば、今度はお前のところは認めない、こゝはなかなか言えないと思ひます。先ほどの電気事業連合会の方の御計画によりまして、おそらくは三十六年度においても三十七年度においても重油専焼ボイラーの設置申請というものが続々と来るようでございます。そういう点をどういうふうにお考えになっておるかということも伺ひたいのが一つ。

もう一つは、これは公益事業局長に

お伺ひいたしますが、この法律がもし無修正で国会を通過した場合、昭和三十八年の十一月以降は一体どうされるおつもりかということですが、火力発電における重油と石炭との関係を昭和三十八年十一月以降はどういうふうにやつていこうとお考えか、これをちよつと伺つておきたい。

○福井政府委員 第一点の、省令で認める場合に一体どういふふうな基準で認めるかという点でございますが、この点につきましては具体的な案といふものはまだ今のところ検討中でございます。最後の考え方はきまつておりませぬ。先ほど申し上げましたように、電力の負荷の中心地点にやはりどうしても設置をする必要があるけれども、適当な土地を求めることができないとか、そういった灰捨て場とかあるいは貯炭場等の見地から見まして、適当な土地を求めることができなかつたかといふような点、それから全体的な立地条件の制約がどういふ関係にあるかといふような点、大體こういう点を中心にしてきめることに相なると思ひます。

それから三十六年度に認めると、次々にまた出てくるのではないかとこの点でございますが、これは先ほどこの点につきまして御説明申し上げましたように、電力部門における石炭の消費量を増加するという方針で、しかも、電力業界、石炭業界ともに十分御納得のいくところを認めていく、こういう考え方で運用していくことに相なると思ひます。

○小室政府委員 三十八年十一月に重油ボイラー規制の法律が失効いたしました後の措置であります、これは電力

用炭の消費を漸増させつつ、電気事業としても必要最小限度の合理化をやつていきたい、こういうことが大原則になつておりました、そういう原則に即して、私どもは公益事業として電気事業をあらゆる面で監督しておりますので、その立場から今の原則が本法失効後も守られていくように善処いたしましたと考えておるわけでありませぬ。

○八木(昇)委員 その場合の法律的基本は、公益事業令が何かによつてというところらしいですが、それもどこのどういふ条文に当てはめてやつていかれるかということを伺ひたい。

○小室政府委員 公益事業令で、いわゆる施設の監督といふか、発電所を作り出す際に、その保安上の基準とか、その他いろいろな面から規制を加えております。しかしながら、私どもは、直ちにそういう法規を適用してそれによつて統制するというようなことではなくて、行政指導によつてただいまの原則を十分保持していけるものでありと考へております。

○中村委員長 武藤武雄君。参考人の方にお伺ひいたします。先ほど参考人の方にお伺ひいたしました、石炭協会の石松会長さんにお伺ひいたしました、三年と限定いたしました、それを今度政府が出します石炭鉱業合理化法の一部改正、合理化計画というものと関連をして、コスト・ダウンを三十八年までに千二百円程度引き下げて重油と十分競争できるようにする、こういう建前でボイラー規制法の三カ年間の延長ということになっておるわけでありませぬが、きのうの私の質問で、政府

は大体資金の面からいつても、それから今度の特別貸付金制度の活用からいつても、千二百円コスト・ダウンすることにスピード・アップを考へて、大體それで達成できるのではないかと、もちろんそれは業界の方の熱意があれど、今の進行状態、資金の状態からいつてその見通しはいかがですか。

○石松参考人 私どももいたしまして、さきの合理化審議会の答申にありますが、先ほどから、三十八年度までに千二百円程度下げるべきだということにつきましても、これが実現を期して、現在生産面の合理化、さらには流通面の合理化を推進しておるわけでございます。それに、政府の強力な助成措置が必要でありまして、そういうものを含めましてとにかく何とかして三十八年度までには千二百円程度を下げようという努力を現在続けております。

○武藤委員 努力をするということでは計画の遂行にあつたての核心には至つていないような御説明だと思ふのであります。そういうさなかに、きのうも私触れたんですけれども、特別貸付金制度についても、最初は主要坑道、一般坑道、主要巻上機、選炭機等まで含めて近代化をやるといふ計画であつたが、予算の関係上主要坑道、主要巻上機等に限定して考へていくといふことになつたわけでありまして、その他は開銀資金その他の融資にたよるほかないといふことでありまして、われわれとしては結果的にどうも政府の近代化計画でいくと、中途半ばな計画になつておるのではないかと、こういうことを心配しておるわけでありませぬ。

第一点はそれと、それからそういった業界自身が三年後の達成に確信が持てない。一生懸命努力をするといふことだけでは足りりした確信がないといふような事態のときに、このボイラー規制法の一部制限の解除があるわけでありませぬけれども、その際に先ほど多賀谷委員も触れられましたように、今度は解除の理由というものを、やはり経済効果というものに相当ウエイトを置いていくことになるかと、先ほどからの説明では、公益事業関係について、それ以外は重油専焼等をその間に計画をするといふことは考へないといふことでありませぬけれども、しかし実際問題としては経済効果を中心に考へていくということになるかと、今質問がありましたが、公益事業だけにこれを適用していくといふことは、事実上やはり困難になつてくるのではないかと、思ふのであります。すると何かこれは規制法そのものが、しり抜けみたくになつて次々と範圍が拡大をされてくるといふおそれを、われわれは非常に持つておるのであります。協会のほうは大體この考え方には賛成だといふのでありますけれども、そういうおそれはない、あるけれども仕方がないという意味で賛成をされるのか、その点をお聞きしたい。

○石松参考人 私どもは先ほど申し上げましたように、三十八年度に千二百円を下げるという確信があるかといふことです、これは確信があるかといふことまでは言ひ切れなかつたわけでありませぬ。そういうことは、やはり今申し上げましたように業界の努力ももちろんでございますが、そのほかに政府の強力な措置、たとえばおかげで今度は近代

化の資金もつけていただきましたし、その他今後税制の改正その他によりまして、どうしても先生方のさらに強力な御支援にもよって、一つそういう資金の面の確保にも御援助を願いたい。そういうことと相俟って、何とかして目標を達成しようという信念には変わりはないのであります。ただ、今確約できるかといわれますと、なかなかこれはいろいろな要素がありますので、そこまでは申し切れませんが、そこに向かつて何とか達成しようという、何と申しますか、必死の努力を続けておるわけでありませう。そういうふうにつ御了解を願いたい。

それからもう一つは今の電力ボイラーの問題でございますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり石炭の値段を下げるには、いかに合理化をはかりまして生産が上昇しないと、十分の低炭価の実現ということは期待できないということでありませう。従ってかりにボイラー規制法が廃止になりまして、石炭としての需要としては、とにかく漸増をぜひ私どもは期待しておるということでありませう。

○武藤委員 われわれは、どうしても石炭産業が生きていくためには、やはり合理化をして近代化をしてコストを下げなければならぬ、これはもう至上的命令であって、これに反対して見たらどうにもならぬと思うのであります。その際に需要という幅を縮めて合理化をするということになると、これはどうしても人員を大幅に減らさなければ合理化にならないということでありませうから、これは直接労働者の問題に含まれてくるわけでありませうね。ですから非常な努力をしておる中に、

今度は需要の面が狭められてくるような政策が次々ととられてくるということになると、そういう条件の中で合理化をするとなれば、これは勢い人間を極端に減らす以外にはない、こうなってくるので、その間をわれわれは非常な心配をしておるわけでありませう。それで念のためお聞きをしたわけでありませう。

それからもう一つは、これから、たとえば昭和三十八年度以降の専焼ボイラーについて電気側で工事計画をする、着工するというに、この間の通産大臣の話も聞いてもなってくるのではないかと思ひますけれども、そういう際に石炭業界として電気事業者側と長期的な石炭の供給について話し合いをするということ、ただたび新聞やその他で言われているわけでありませうけれども、それが具体的に進んでいくかどうか、これを石炭側から一つ、実際に行なわれているかどうかということ。それから電気側の方としても、石炭産業というのは非常に国民全体に大きな影響を与える産業でありませう、電気事業自体が国家の財政投融资その他国家の非常に大きな援助を受けて、公益事業として開発をしておるわけでありませうから、そういうものは国家策に沿った電気事業というものがなければならぬと思うのであります。そういう際に単に自分のコストだけがよくなるということだけではなしに、やはり十分協力するという態度が、電気事業者の側にも出ておるかどうか、その間の内容を御報告願いたいと思ひませう。

○石松参考人 まず石炭の方を申し上げますと、石炭各社、それから電力の各社、それぞれ先ほど申されたような長期契約によって事業の安定をはかりたいというので、各企業別においてそれぞれ話し合いを進めておられます。

○松根参考人 ただいま石炭業界と電気業界との話し合いはどうなっているかという御質問でございますが、これはお話までもなく電気といいたしましても非常に大事な原料供給先でありませうので、この石炭業がほんとうに立ち直って繁栄することは心から望むわけなんでしょうから、従来とも両方がうまくいくようにということ、おそれらく他の業界にはないほど、たびたび会合を持ち、あるいは最高首脳部にありしはばやっております。現に一昨年三十三年度のごときは需用も非常に不景気でありまして、また雨量も非常に多かったです。しかし約束の炭は全部お引き取りしませうというので、一番多いときは貯炭を五百万トンも余分にかかえた。これはお約束であったから実行したわけでありませうが、このためにおそらく従来のやり方でいきますと、何十億かの負担を電気事業はいたしていただけないかと思ひます。また価格等につきましても最近割合に電力炭の価格決定というものが先行いたしました。従って昨年等も二百円引きでしたか、これは入れたわけでありませうが、これなんかは実は他の業界から、何だ、そんな下り方ではと、えらい怒られるぐらゐのこと、石炭の方から言えば、それでも御不満であったかもしれませんが、そういうふうにはいたしておられます。

し、また今後ともなるべく法律だとかそういうことでなく、業界で話し合つていこうじゃないかということ、実は先般もお話ししたのでございませう。ボイラー規制法なんというの自体要らぬじゃないか、両業界で話し合つてやればいいじゃないかという議論も、実はその当時あったのでありますが、電力業界の方はそれでいいかもしれないが、ほかの消費が減るからということ、こういうことに相なったわけでありませう。その点はあまり御心配は要らないのじゃないですか。

○武藤委員 大へん電気事業者側の方の御理解のある説明なんで、今後とも両業界の方で緊密な連絡をとって、できるだけ長期安定の契約ができるように努力してまいらぬかと思ひます。そこで先ほどもちょっと議論になったわけでありませうけれども、経済効果というものを中心にして一般ボイラーの制限が解除されていくということになりますと、先ほど申しましたように電気事業者の方は政府の相当強い行政指導が行なわれますから、また両者の協力関係もいいためでありませうから、何とか調整ができるのではないかと、こういうふうには私どもも思ひますけれども、問題は一般の産業のボイラーの場合に、政府はきこの説明ですと、制限を解除しても二〇〇程度の転換しか行なわれないうのではないかと、そうすると全体の石炭の消費から見ればほとんど問題にならない量で済む、こういう説明のようでありませうが、そのはつきりした根拠はどのにあるのか、その根拠をお聞かせ願いたいと思ひます。鈺山局長でも石炭局長でもけっこうであります。

それで先ほど労働側の森さんの御説明の中に、実態を調査したところが、やはり中小企業その他においては、ボイラー規制法の制限が解除されるならば、これはもうすみやかに転換をしたい、設備転換をしても大体三年か四年で転換のコストは完全に償却できる、こういうことをいっておるという御報告がありました。またもう一たん転換をすれば、再度石炭に転換をするというふうなことを考えられない、こういうことを言っておるということ、ありますけれども、そういうふうな転換の実際設備等から考えると割に簡単に転換ができる、しかも現状では非常に早く償却ができる、こういうことになって、本法がはざるというところになると、やはり相当転換を要求する声が出てくるのではないかと思ひます。ですから本法で五十平米以下のボイラーの制限が解除されるわけですが、そのうち二割程度などということはなかなか考えられないのではないかと。そういうのはつきりした根拠といたしては常識的に考えてないのではないかと思ひます。

それからもう一つは、今度の制限解除に伴って、何か政府の方で通産省令を改正して、そうして現行法の中たとえば第二条第五号の口、それから第三条第二号等設置あるいは改造等の場合には必要でやむを得ない場合、こういうふうな強うたてておられます。また内容についてもごまかく書いてありますから、相当通産大臣が柔軟な態度で許可ができるように直したいという意向があるというふうなわけもあるのですが、これは非常に大きな問題なんで、その二つの点について政府側の御答弁

をお願いしたい。

○福井政府委員 第一点につきまして、現在は、現在ポイラーの缶数が約五万八千缶でございます。この数字は正確な統計でとっているわけでありまして、年々の変化を見て参りまして、増加並びに更新いたします数字の割合が約一五％ということでございます。従いまして武藤先生の御指摘のように、今度解除した場合正確に一五％から二〇％前後のパーセンテージに石炭の節約量なるかどうかということになりますと、これは厳正な意味で正確にはそういうことは言えないと思ひます。数字で申しまして五十平米未満のものにつきましては石炭の消費量が二百万トンでございます。缶数でいきますと約八一％になるわけでありまして、全体の施設更新の割合一五％というものが五十平米未満のものにつきましても同様に行なわれているという想定のもとに、この一五％という数字をはじいているわけでございます。そういう計算をいたしますと、二百万トンの数字から産炭地におきます約二割、四十万トンをさつ引きました百六十万トンに相当いたします分について一五％前後のものが新しく改造、新設されるだろう、こういうことで数字をはじいているわけでございます。二百万トンと申しますのはなお念のために申しますが、はずされました五十平米未満のポイラーの消費量が二百万トンということでございます。この法律の適用外におきましても、現在設置されております二百万トンの石炭を消費いたしております五十平米未満のポイラーが、全部切りかわるといふことはどうも考えられない、ただその割合をどういふふう

に見るかということにおきまして、私どもは先ほど申しました一般の更新と新設の割合が適用されるだろう、そういう割合で見たいだろうというところで計算をいたしているわけでありす。

それから省令の改正の点につきまして、ただいま御質問のような意味合いでの省令の改正というものは、全然考えておりません。電力事業につきまして許可し得る道を開くための省令の改正という点だけでございます。

○武藤委員 そうするとこの二百万トンというのは現行の制限外のポイラーも全部含めて、こう解釈してよろしいですか。ここに出ております五百八千二百、消費量二百万トン、この小型ポイラーというのは従来の制限外のポイラー、このポイラー制限にかからない、たとえば機関車とか移動しているもののポイラー、そういうものも全部含まれているのですか。

○福井政府委員 そういうものは入っております。適用を受けておるものにつきまして、五十平米未満のポイラーの全消費量が二百万トン、こういうことでございます。

○武藤委員 そうなると、たとえば従来は制限をされておって、その新設なり改造なりが非常にむずかしくなっているわけですね。必要やむを得ざる場合以外は認めないわけですから、そういう場合の比率は自由に転換できる今度の場合、適用されないのではないかと申すのです。実際に重油の方がいい、コストの償却も有利に償却できるということになると相当促進されるのではないかと、こういうふうにお思ひますか。これは私の方も推定でありますか

ら、どっちが正しいかわかりませんが、そういう心配が非常に多いということ、それからもう一つは二カ年後に、今お聞きしまして省令の改正は単に公益事業面における電気の特種ポイラーについての施工や着工の問題についての、おそらく取り扱いということに限定する、こういう御答弁ですか。それを了解いたしますが、そういったしまして、三十八年度ということになると、これは一般のポイラーの新設あるいは転換等は、それを見越して加速度に三十八年度以降は進むのではなからうか。電気事業の方は、先ほど言ったような両者の話し合いなり、ある程度の行政官庁としての指導が入るわけですけれども、一般の方は、そういうことはおそくないのではないかと申すのです。その際に石炭の方は積極的な合理化を進めておる、どういふふうなことになるか、進めておる。しかしこの制限解除によって、今度は今制限下にあるものも、三十八年度以降は、もうほとんど重油専焼の方に切りかえていく。それに対しては監督官庁としては、これは公益事業みないな指導はできないわけでありまして、それから、そういう際に、三十八年度以降の石炭の消費というものは、一体どういふことになるのか、一つその間の御説明をお願いしたい。

○福井政府委員 先ほどの一五％は、新設更新されますもの全ポイラー数に対する割合でございます。これは石炭、重油両方を含んでおります。従いまして中小企業等で事業をやっております場合に、どうしても新しくポイラーを設置しなければならぬ、あるいは改造しなければならぬというものに

つきまして、これは石炭、重油両方を含めての割合でございます。それから三十八年十月末までこの法律が切れて、十一月以降については、お話のように一般のポイラーにつきましては、何らの規制がない、こういうことになります。それまでに石炭の価格が、石炭が合理化されて、重油と競争し得るといふ前提で三カ年ということにならしておるわけでありまして、石炭の消費量につきましては、石炭局長からお答え申し上げます。

○武藤委員 そこの問題なんです、先ほど森さんの御説にもあったように、中小企業どこを回ってみても、一たん重油に転換をしようとする、もう石炭に再転換することは事実上不可能である、こういうことを言っておられるわけです。その場合に一般の方は、今度五十平米以上のポイラーも、重油の方が安い、重油の方がいいというので、石炭が合理化の努力中に、全部重油専焼に――全部ということは少し言い過ぎですけれども、ほとんど転換が行なわれる。合理化が完成したころには、大体一般のポイラーはもう石炭がシャット・アウトされておる。あとたよるのは電力だけだといふようなことには、これはならないとも限らないのですが、そういう点に対する行政官庁としての石炭産業対策上の調整なり指導なりというものは、考える必要がないのですか、あるのですか、その点を一つ御説明願ひます。

○福井政府委員 われわれといたしましては、先ほど申し上げましたように、今後一般炭としては、大体電力とセメント、そういういったところがふえて、それ以外のものは減らざるを得ない。これはいろいろな面に関係しますが、メリットの関係その他の面から申しまして、ポイラー規制法がなくなるといふような先のことを考えますと、これは当然一般産業は徐々に重油の使用量がふえていき、石炭の使用量が減っていくのが、これは経済的な傾向じやなからうか。もちろんわれわれといたしましては、これは国内のエネルギーの最大のものです。でございますので、全部を通じまして、全エネルギーの供給量の中における石炭の量というものが、できるだけ大きいということ

が望ましい、こう思っております。しかしこれは同時に、国際競争力とかいろいろな総合的な面、もちろん雇用の面なんか考えなければなりません。いろいろな面から考えまして、それぞれ国の自然条件その他によっても左右されることがございますので、いろいろな点から検討した結果、今の段階におきましては、さしあたり三十八年は五千五百万トン程度ということ

を、しかも経済的な競争価格で供給できるといふ態勢に持っていくというふうなことが、国民経済的に非常に望ましいといふことで、生産の方もやっておりますし、消費の方もそれにマッチした消費というものが十分についていくもの、そういうような確信のもとに石炭業界の体質改善を進めていきたいと思っております。

○武藤委員 もうあまり長くなりませんが、最後に一言あれですが、今の御説明ですと、何か非常に心細過ぎやうな感じがしないかと思ひます。一般炭の方は、もうセメントと電気以外はもうたよれない、こうなると、電気の方

も、四十二年度で石炭換算をして四千五百万トンということになると、そのうちの石炭の割合が幾らになるかということになるわけですが、先ほど二千五百万トンの場合とか何とか言われましてけれども、とにかく重油の比率というものは、この当時には相当多くなっているんじゃないかと思うのです。そういうことを考えると、どうも今の局長さんの御説明だと、五千五百万トンの需要なんというものは心細くなってしまうのでありますけれども、いわゆる一般炭の方が、重油がそういう格好なので、ボイラーの面では非常に後退してくるという場合に、やはりそれにかわるものを積極的に考えていかなければならぬということに、結論的になってくるんじゃないかと思うのです。電気だけにたよるといっても、電気自身がだんだんと重油に転換をしていく公算が多くなるわけですから、そういう点について、まあこれはあとで石炭合理化の問題でまた問題になりますから、きょうはあまり本格的な問題に触れなくてもけっこうであります。そういう点を十分考慮してもらいたいと思います。これで終わります。

○多賀谷委員 ちよつと関連。先ほど松根さんから、昭和三十八年度は千八百万トンないし二千万トンの石炭消費がある、こういうお話でしたが、これは先ほど、三十五年、重油ボイラーの設置の申請をする、こういう話ですね。これらをも勘案してのお話でしょうか、数字は……。

○松根参考人 お話のように大体三十八年度までに運転を開始します専焼ボイラーというのは、さつき申し上げた二、三台しかないと思ひます、許可に

なりまして。ですから今工事中のものは全部石炭だけになっております。そういうふうなふえていくわけですね。

○多賀谷委員 それを考慮に入れてですね。

○松根参考人 入れています。

○多賀谷委員 そうすると、千八百万トンないし二千万トンで、大体一割、豊水あるいは濁水が上下しますと、どのくらい石炭が要らなくなったり、また必要になったりするのでしょうか。

○松根参考人 一割豊水のときに何は違ふかという計算、まああとで申し上げますが、実はその変動が必ずしも豊水だけでなく、経済の景気、不景気でこれまた非常に違うのでございます。従って大体、最も濁水のとときと最も豊水のとときの差が、しかも景気がよくて濁水でというときと、豊水で不景気だというときが一番差が多いわけですね。そういうことはなかなか考えられませんが、大体四、五百万トンのものじゃないかと思ひます。あるいは五、六百万トンになるかと思ひます。

○多賀谷委員 経済の状態を同じにしたらどうですか。

○松根参考人 そういう詳しい計算は実はしておりませんが、まあ半々ぐらにお考え下さっていいんじゃないかと思ひます。

○多賀谷委員 けっこうです。

○始開委員 関連。この機会にちよつと松根さんにお尋ねしたいのでござい

ますが、日本石炭協会ですでござい

ましたか、昭和三十八年ごろまでに八

百万円を下げ、こういうことを発

表されたと思うのでございすが、あ

の発表の性質は、どういふことである

のかというのを伺いたいと思ひるので

す。石炭協会が大手十八社を代表され

まして、一方的に石炭協会の方針をた

だ発表されたということであるのか、

あるいは需要者に対する約束あるいは

公約といったような性質を持つのか、

値下げ発表の意味と申しますか、性質

をちよつと伺いたいと思ひます。

○石松参考人 あれば石炭業界として

は新情勢に即応して、今後生産面及び

流通面の合理化を徹底的にやって低炭

価の実現を期して、そして石炭需要の

確保並びに生産の安定を期して将来の

石炭産業の安定の基盤を作る、そのた

めにはこの際ああいう形において石炭

の値段八百円を下げますということ

を公表し確約したわけでありまして。これ

は一般消費者に対する確約でござい

ます。

○始開委員 そういたしますと、つい

でもう一点伺ひますが、八百円とい

うのは、今度幾らという年次別の計画

があるのですか。最終年次八百円とい

うこととございしますか。

○石松参考人 最終年度までに八百円

というところでございします。年度別に幾

らという計画はございしません。

○中村委員長 他に御質疑はありませ

んか。——参考人に対する質疑も終了

したようでありますので、参考人の

方々に對しまして一言ごあいさつを申

し上げます。皆様には長時間にわたり

貴重な御意見をお述べいただきまして

まことにありがたうございしました。委

員会を代表して厚くお礼を申し上げ

ます。

○多賀谷委員 政府にお尋ねいたした

いと思ひます。まず現行法の実施状況

からお尋ねいたしたいと思ひます。問

題になつてます小型ボイラーですが、

小型ボイラーの設置の状態を實際どう

いう面を把握されておるか、お尋ねい

たしたいと思ひます。それがはたして

重油を使つておるか石炭を使つてお

るのか、いかなる面において政府は把

握されておるか、これをお尋ねいた

したいと思ひます。

○福井政府委員 ボイラーの能力別に

見まして、石炭と重油をどういふ状況

で使用しているかという正確な統計は

現在ございせんので、数字はちよつ

とわかりかねます。

○多賀谷委員 把握されてないわけ

ですか。

○福井政府委員 台数としては把握い

たしておるわけとございしますが、その

一つ一つが石炭をたいておるか、重油

をたいておるかという点につきまして

の統計はございせん。

○多賀谷委員 把握されていなければ

ば、現行法が実施されておるかどう

かわからないでしよう。どういふ面

で監督されておるのですか。

○福井政府委員 各通産局が第一線部

隊としてやっておりますのと、それから

労働省が同時に、これは別の面から

ございしますが、ボイラーにつきまし

てやっております監督、こういう両方の面

からやっております。

○多賀谷委員 労働省はボイラーにつ

いては安全衛生の面から把握してお

るわけですが、通産省が重油ボイ

ラー設置の制限臨時措置法について、

全然把握しておらぬということ、ど

ういふわけですか。

○福井政府委員 各通産局がボイラー

につきまして施行をいたして参つてお

るわけでありまして、そういう面

で把握しておるといふことはいえる

と思ひます。

○多賀谷委員 あなたのほうは報告の義

務を課してないでしよう。すなわち年

に百二十キロワット以下のボイラー

については何も報告する義務がないの

ですね。ですから實際は、百二十キ

ワット以上のボイラーについては把握

されることになっておる。ところが

百二十キロワット以下のものにつ

いては把握するように初めからな

らないです。ですから私は、現在は小

型ボイラーについては、現行法でも監

督のしようがないと思ひ、これはどう

なんでしょう。

○福井政府委員 報告を免除されてお

りますのは、もちろん報告は参らぬわ

けでございします。

○多賀谷委員 ですから實際問題とし

ては、小型ボイラーで重油専焼をする

場合に、監督する方法がないのです

ね、そうでしよう。

○福井政府委員 その点は労働省とタ

イ・アップしてやっております以上

は、仰せの通り、一々通産省独自の

確な調査をするということには、現

在には相参らぬわけとございします。

○多賀谷委員 労働省の方は安全衛生

の方からいつている、重油を使用す

る面から監督しておるわけ

はないのですから、實際問題として

は、小型ボイラーというものは監督し

ない、現行法でも法の外にある、こう

いように考へるのですかどうですか。

○福井政府委員 この法律の適用を受

けますものにつきましては、やはり十

分に私も通産局を督促しまして、遺

憾なく実施をするようにということで

施行いたしておるわけでありまして

○多賀谷委員 法律は全部適用するよ

うになつて居るのですけれども、實際監督する方法がないのですね。あなたの方は百二十キロリットル以上使用するポイラーのみ報告を求めているのですからね。率直に言うとお話ではないのですよ、そうでしょう。

○福井政府委員 報告義務を免除されたいとお話するのは、仰せのように労働省とタイ・アップしてやっております。以上には、監督する方法はないわけでございます。

○多賀谷委員 ですから、私はこのことを取り上げて言うわけではないのですが、法律は政府提案であつて、われわれも審議をしたのですけれども、施行規則の方で、實際の取り扱ひとして、小さいものについては免除したと同じ形になつて居るわけですが、あなたの方は報告義務も何も課してないのですから、ですから問題は法律施行に對して政府がこういう怠慢であつていいかということなんです。實際上やり得ないような状態であるならば、今度の改正案で出たように、初めから除外規定を設けるのが至当じゃなかつたかと私は思うのです。しかも法律は全面的に適用するといひながら、報告義務も何も取つていないのです。こういう運営の仕方というものには間違つていひやしないかと思つたのです。政令の定める基準以上のもので、この法律の適用を受けるならばそれでもいい、初めからそういう制限はないのです。全部適用するようになつて居る。ところが、實際はあなたの方で手心を加えられておる、こういうのが実態でしょう。政務次官どうですか。

○原田(憲)政府委員 私はあなたのような専門家でないから實際はよくわかりませんが、今お話を聞いておるとその通りじゃないかと思つた。○多賀谷委員 ですから、私は過去のことはとやかく言うわけではないのですが、實際の運営で、小型ポイラーについては、ほとんど免除と同じような手ぬるい監督をして居る、こういうことで、小型ポイラーについては、實際はかなり重油ポイラーが設置されたのではないかとこの頃持つて居る。そこで續いて質問いたしますが、現行法の四條という規定があるわけですが、この四條の規定を適用した例がありませんか。

○福井政府委員 ポイラーの設置者に對します指示でございますが、この点につきましては毎年度にして百二十一年あります。

○多賀谷委員 それは年度から言つていつごろ適用になりましたか。

○福井政府委員 三十一年の下期まででございます。

○多賀谷委員 それから第五條の適用は具体的にされましたか。

○福井政府委員 第五條の適用をいたしましてどうしようか、形式的に第五條の条文を適用したという件数はございませぬ。

○多賀谷委員 第四條で重油ポイラーを重油以外の燃料を使うポイラーに改造を命じたことはいくらですか。

○福井政府委員 ございませぬ。なお、先ほどの第五條につきましては、改造費用につきまして税法上の優遇措置を實施いたしております。

○多賀谷委員 この改造したのは百二十一年のうちどのくらいあるわけですか。

○福井政府委員 毎年度二十五台でございます。

○多賀谷委員 その石油の消費量はどのくらい減つたわけですか。

○福井政府委員 約一万三千キロリットルでございます。

○多賀谷委員 第五條の資金の確保というものは、逆に損金に算入するということでは、税法上の処置をなされたといううことは知つて居ります。しかしやは第五條があるのですから、資金の確保と損金に算入するといふことは違つたのですから、法律に書いた以上はそれをおやりになるのが至当ではないか。また第五條は實際におやりにならないから、第四條の適用といふことはきつめてむづかしい状態になると思つたのです。そこで、現行法の四條、第五條といふものは、今後残しておく必要があるかどうか、一体どうなんでしょう。

○福井政府委員 第四條につきましては、実績は先ほど申し上げたようなこととございませぬが、既得権といふような問題もございまして、これを運用して参ります場合には、実績にかんがみましてなかなか摩擦が多いといふようなことで、その後活発に適用するといふことは行なわれておりませぬが、第四條、第五條は私もこのまま存置いたしたい、かように存じて居ります。

○多賀谷委員 次に、小型ポイラーは先ほどお話をしましたが、把握されないのどの程度重油に転換されるかといふことを聞いてもむだと思ひますけれども、先ほど武藤委員にお答弁になりましたことは架空な数字だと思つたのです。机上の数字で、實際は把握されてないのに数字だけをおやりになつても、きつめておかしなことじゃないかと思つたのです。どういふ根拠からそういうものが出たのですか。

○福井政府委員 ポイラーの台数が約五万八千台ございまして、その石炭の消費量といふものもつかんで居りますし、それから五十平米未満の石炭の消費量といふものが約二百萬トンといううことは実績の数字でございませぬ。

○多賀谷委員 それは実績ですか、二百萬トンは、ポイラーの数がよくわかつてないのに実績といふのはおかしいでしょう。この中には石炭を使わずに石油を使つて居るものもあるかもしれません。

○福井政府委員 二百萬トンといふのは、石炭を消費いたしました実績でございませぬ。これは熱管理法に基づきましておやりませぬ数字でございませぬ。石油の消費量といふものは、この中にはもちろん入つて居りませぬ。

○多賀谷委員 そうすると、二百萬トンといふものと五万八千台といふものは数字が合わないわけですね。五万八千台が二百萬トン使つて居るのじゃないかと、五万八千台のうち石炭を使つて居るものが二百萬トン使つて居る、こういうことですね。

○福井政府委員 五万八千台のうち五十平米未満、つまり俗にいいますトロン・ポイラーの石炭の消費量が二百萬トン、こういうことでございます。

○多賀谷委員 五万八千台という数字は、小型ポイラーの数字で、石炭を使つて居るのか石油を使つて居るのかわからない数字なんです。どうせ除外するのですから、そのことは私はあまり言ひませぬけれども、こういうういふ数字がある、こういうことだけをおやりませぬ。

○福井政府委員 法律施行後、一体どう

いうように法律が施行され、許可をされたか、一つデータを出していただきたいと思ひます。

○福井政府委員 三十年から三十三年度までの数字をいつて申し上げます。更新、精密調整、微粉炭混焼、可燃性ガス混焼、廢熱ガス混焼、廢油混焼、移送、経過措置、こういう事項が法律上定めてございませぬが、全体で台数といひまして千五百八台といふことになりませぬ。その年度別の数字を申し上げますと、ポイラー台数について申し上げますと、昭和三十一年度には百四十三件、三十二年度には百三十三件、三十三年度には百七十三件、合計いたしまして千五百八台、こういうことになって居ります。

○多賀谷委員 その間に、すなわち昭和三十年から三十四年までに幾らポイラーの数がふえたんですか。

○福井政府委員 年間約七、八千台ずつふえて居ります。

○多賀谷委員 この年間七、八千台といふのは、ちよつとおかしいでしょう。そのほかに除外のポイラーもあるにしても、結局法の適用を受けるものは千五百台で、實際は七千も八千もふえて居る、こういうことですか。

○福井政府委員 お話の通りでございます。ただ、そのふえました分は石炭ポイラー、こういうことに相なるわけでございます。許可を受けたものだけが重油をたけるという法の適用を受けまして、許可を受けたものが、先ほど申し上げました数字でございませぬ。バランスにつきましては、石炭ポイラーが増設された、こういうことに

相なるわけでありませぬ。

○多賀谷委員 石炭の消費量はふえて
いませんよ。これは実際はだいたい石油
を使っておるんでしよう。ただ、許可
の法の網の中へ入ってきたのが、ざつ
といえは千五百でしよう。おおむねと
いうことを言えば、おおむねそういう
ことで、これは実際石炭を使っている
のが七千の残り、七千トンのマイナス千
五百、これが石炭を使っておるとい
うことじゃなくて、実際問題として
は、石炭の消費量もふえてないわけ
ですから、大きなボイラーは別として、
法の適用を受けた、そして許可基準を
願ひ、申請をして許可を得たものが千
五百、こういうことでは。

○福井政府委員 これはいろいろ立場
によって御想像が違ふのかもしれない
んけれども、私も石炭ボイラーの
増設数、こういうふうに見ておられま
して、法の施行は、それ自体忠実に
行なわれておる、かように存じてお
ります。

○多賀谷委員 石炭の消費量が一般産
業においてはふえてないんですね。ふ
えてないのに、ボイラーはふえてい
る。そのボイラーがふえたものは石炭
ボイラーじゃありませんよ。石油ボイ
ラーのうち法の適用を受けて許可した
のが千五百と、こういうことでは。局
長はお話しになるのですけれども、
も、どうも納得できないですね。少
々の数字の誤差はけっこうですけれ
ども、これだけ大きな開きがあるとい
うことは、われわれ承服できないの
がね。

○福井政府委員 私は重油ボイラーの
設置につきましては、法律の許可を受
けましたものだけが重油をたいしてお
るというふうに解釈いたしております。

○多賀谷委員 そういたしますと年間
七千から八千ふえておるとい
うのは、法律の適用でいいますとどう
いうような条文の適用を受けるボイ
ラーがふえておるといふのですか。

○福井政府委員 これは法律の適用を
全然受けないで設置することはでき
ないわけでありませぬ。ただ特別に
いろいろの単独立法で事業の設備の
許可とかいような縛り方をいたして
おられます。そういう見地から
それぞれ許認可を必要とする場合
があると思ひますけれども、ボイ
ラーにつきましては特別に制限する
ということではございません。

○多賀谷委員 私の質問の仕方が悪
かったようですから、私一つだけ聞
きますが、年々七千から八千ふえて
おるボイラーの中には、船舶または
車両に設置するものとか、あるいは
重油ボイラーが移動式なものである
とか、あるいは試験または研究の
ために設置されたものであるとか、
こういうものですか、どうですか。

○福井政府委員 たいま私が申し上
げました数字の中には船用型、機
関車用、それは入っております。
○多賀谷委員 そういたしますと第二
条で、ただし書きで一、二、三、四
の除外がありますが、この除外を除
いたものは幾らですか、幾らくらい
ふえておるか。

○福井政府委員 たいまの数字から
機関車用の約千を引きました数字に
相なるわけでありませぬ。

○多賀谷委員 そういたしますと毎年
六千といふものが、大体法律から除
外をされてないボイラーになるわけ
でしょう。そうすると少なくとも六千

のものは許可の対象になるわけ
です。そういたしますと、そのうち法律
施行から今日まで四、五年たちます
が、その間に許可をしたものは千五
百といふのはおかしいでしよう。

○福井政府委員 私の説明申し上げ
ておりますが、先ほど申し上げ
た数字から約千五百を引きました
あとの数字につきましては、これは石
炭ボイラーでございます。この重油
ボイラー規制法とは何らの関係が
ございません。そういう数字に相
なるわけではございません。

○多賀谷委員 七千といふのはいつ
からいつまでふえたボイラーの
数ですか、年々とおっしゃったやうな
気がいたすわけですが……

○福井政府委員 一年間の統計でござ
います。年間の数字でございます。
○多賀谷委員 年間七千と、三
十一年、三十二年、三十三年、三十四
年、四年間ですから、ボイラーの
数はふえたのが二万八千くらいに
なるといふわけでは、そのうち許
可したのが千五百、残りは石炭だ、
こうおっしゃつても、これはどうも
数字が合いませんよ。

○福井政府委員 なお先ほど申し上げ
ました数字の中には大きい改造にな
りますものは新設といふことに入
っておりますから、実数の増加は若干
食い違つておる、かように見えて
おります。

○多賀谷委員 ですから、私は特に
二条の五号のイになるんです。現
に設置してあるものにかえてやる
のだ、これは違うんですね。現に
設置してある重油ボイラーにか
えて設置する、これ

は五号に入りますが、私は一、二、
三、四、とこう聞いておるわけ
です。改造は一つ削つて、一体幾
らふえたのだといふことを的確に
おっしゃつていただきたい。法律
施行から今日まで、大体幾ら
ふえておるのですか。

○福井政府委員 どうも私の説明が
まづいようでございますが、ボイ
ラーには重油をたきますボイラーと、
石炭のボイラーとあるわけであり
まして、先ほど年間の数字を申し
上げたわけでありまして、その
年の新設の数を申し上げたわけ
でありませぬ。その中には大きい
改造で新設に匹敵するものも含
まれている、こういうことに相
なるわけでありまして、法律の
適用から参りますと、これは重
油ボイラーの場合だけ、こういう
ことに相なつて参ります。

○多賀谷委員 私が申しますのは、
石炭の消費の面から見ると、火力
発電あるいはセメントを除いては
消費がふえていない、消費がふ
えていない、消費がふえていない
といふことは、電力とかセメント
を除いてはあまりボイラーはふ
えていないのだ、こういう判定
をしておるわけでは、基礎はそ
こにあるのですよ。ところがボ
イラーは実際年間七千からふ
えておる。そのうち車両がある
としても、それは千と、六千
千つづつふえておる。法律の
適用を受けて、申請をして許可
を得たものは千五百しか
ない。しかもこれは法律施行後
ずっと数年間を合わせても、
すよ。ですから、どうも数字
が合わないやうに石炭ボイラー
じやないやうに、実際問題として、
石炭の消費量がふえておらな
きゃならぬのに、一般の消費
量はむしろ横ばいでしよう。

○福井政府委員 石炭の消費量に
つきましては、石炭局長から申
し上げると思ひますが、私の今
申し上げた数字は、ボイラーに
つきましての統計上の実数を
申し上げておるわけでは
ありません。

○多賀谷委員 では一つ資料を取
りまして至急この委員会に出
していただきたいと思ひます。
一体この法律施行後どうい
う状態になっておるのか、そ
の間石炭ボイラーはどのくら
いふえておるか、どの程度把
握されておるか、この点を一
つ出していただきたいと思
ひます。

○多賀谷委員 石炭です。
○福井政府委員 私、今手元
に持っておりますが、この前
審議会でも検討いたしました
ときに、たしか同じボイラー
につきましても、規模別に、
十トン以下、二十トン以下、
あるいは五十トン以上とい
うふうに分けて試算した
ので、できるだけ早く資料
を取り寄せて提出いたしま
す。

○多賀谷委員 私はボイラーの規模別

によつて石炭の効率が違ふと思ふので、それで小型のボイラーの重油転換とか、あるいは重油を使用するという事については異議がないと思ふのです。ところが大型のものについてはやはり問題がある。ことに、また電力に戻つてはなほだ恐縮すけれども、電力ほど石炭使用の効率のいいものはないのです。これは何をいつても国の政策として石炭を保護するというなら、政府の監督権の最もある公益事業である電力についてこの規制をするということが妥当ではないか、あるいはコストが上がるという問題については、別の方法でやるべきじゃないか、私はこう思ふのです。むしろ最も需要が伸びる電力にある程度重油専焼を認めるということになると、私はこの法律の基礎というものが全部崩れると思ふのです。公益事業だけ行なうということになると、それはむしろ政府の強制的な動きです。一般私企業で、経営が非常に困つておるところは許可しないで、政府の保護の届く公益事業には許可する、こういう考え方が国の政策として間違つておりはしないか、私はこのように考へるわけです。政務次官、どういふように考へてですか。

もよく考へておりますけれども、いかにも保護せよといつても、コストの面で合わなかつたら、これは重大な転換をしなければならぬ。一方では、もうすでにそれを見越して、あっさり決意して、エネルギー革命であるから、重油政策に転換したらどうだという相対論もあつては、いわゆるエネルギー社会における革命、革命には非常な混乱が多い、それではいけないという面もありまして、なお理論的には、やがてあるいはエネルギーの社会に革命が来るということが必然であるとしても、それじゃそれがすぐ来るのかという問題、あるいは今の雇用の問題、あるいは日本の置かれておる地位における外貨の問題等々から勘案して、この三十八年度までに、今度こそはこの最後の手であるということ、今度の法律を出しておるわけでありまして、そこで石炭業界としても、これはもう政府、労、使一体になつてやらなければならぬ問題であると思ふのであります。本来的ならば、すでにこの間が来て、ボイラー規制法は廃止される運命にあつた、こういうことになつておつたのでありますから、それに伴つて当然重油専焼ボイラーを置くこと、これを考へる人もあるわけでありまして、特に今問題になつておる電力界なんかは、大きなエネルギーを使う部面でありまして、当然そういふこと考へておる。しかしこれは一面においては、石炭の一番大きなお得意さである。こういうことから、先ほど公益事業局長が妥協案だということ、申し上げましたけれども、特にここで

は、石油がすぐそばの使えるところにあるというふうな場所、あるいは貯炭場が要るとか、あるいは灰捨て場が要るといふような、土地的にいつてもいろいろたくさん土地を要するといふようなところとか、また石炭をたくために煙害の問題があるといふようなところには、重油専焼ボイラーを置いておるやむを得ないのじゃないかというふうな意見も出てくるわけでありまして、そこで先ほどのことを繰り返します。とで三十八年度までに、ほんとうに石炭というものが重油と競合できるコストまで下がるならば、当然業者もまた石炭を使うのでありますから、その場合には石炭の需要というものも伸びるのであるからいいじゃないか、こういうことになると思ふのであります。ゆえに、政府としましては、重要な問題でありますだけに、いま一度石炭対策として、抜本的なほんとうの力を入れて、もう三年間期限を延長しようといふことにはいたしておるわけでございます。

○多賀谷委員 私、石炭のエネルギーとしての最終使用の面が、だんだんだんだん減つていくことは、生活水準の向上ともいふべきでない事実だと思ふのです。そこで、電気の需用の伸びているのも、石炭のエネルギーが電力エネルギーにかわつていく面もあるのです。これが非常に大きいのです。ですから、同じ石炭を使うにも、石炭そのものを使わないで、電気にして使つた方が、文化生活に非常にいいし、その方が喜ばしいのです。電力は新しい分野を開拓しているのではなくて、石炭の分野を食つていつておると

いう、こういう面が一つあるのです。それから、煤煙の話をされましたけれども、今新しい新鋭火力で、煤煙なんという問題は、そう起つていないのです。むしろほかの工場において起つておる。もっとも新鋭火力は、石炭を使う面においても、オートメーション化された、合理化されたものなんでしょう。ですから、ほかの産業の分は全部重油ボイラーにまかしても、電力だけは石炭を使うべきだといふことを、国の政策としてやつた方が私はいいと思ふ。あるいはセメントと電力だけが石炭を使うんだ、こういった方がすつきりすると思ふのです。施行されておるかどうか、順守されておるか、監督されておるか、順守されておるか、かわからないような法律を作つておくよりも、需用が伸びる電力あるいはセメントだけは、熱効率もいから石炭をお使い下さい、そのかわり国は別の面で保護しましょう、こういった一体の対策の方がいいと思ふのです。私企業に重油を使わないで石炭を使えといふこと自体が、法律としては無理があると思ふのです。なるほど、たとえ重油専焼を許しても、現在よりも火力発電用炭は伸びるでしょう。しかし、ほかの分野は、全部だんだんだんだん減退しているのですから、重点を電力とセメントに置くならば、国の政策として、私は、ほかの分野は重油専焼を許しても、電力とセメントだけは許さない、こういう態勢の方がむしろいいのじゃないかと思ふのです。しかも、大規模ですら、熱効率がいいのです。それから灰で、フライ・アッシュになつて売れていくのです。実際は捨て場に困るよりも、むしろそれが売れている、こういう

ことができるかどうかということについては、政策としてはあなたのおっしゃることをやる方が逆になるではないか、こういうふうに考えます。

○多賀谷委員 全部フリーにしておいて電力だけ石炭を使い、こういうなら問題は別ですけれども、今は逆でしょう。一般の私企業にも石炭を使い、重油を使つてはいけませんよ、こういう法律があるので。全部フリーのときに火力発電とセメントだけは石炭を使いなさい、こういうのなら問題はあつても、今は他の産業も全部規制している。そういう中であるから、一般の産業を規制するよりも、重点的に、しかも熱効率のよい電力とセメントに限つて行なわれたらどうだろうか。なにかんづく電力は公益事業であるからその方法がありはしないか、こういうことを言ったわけです。これはまたあとから大臣に質問をいたしたいと思つます。また、炭界の状態も、今のままでよいということをおつておるわけではない。しかも、景気がよくなればすぐ炭価を上げる。合理化法案が出たら下がるところか、石炭の値段が上がつたというのでは、一方これは公益事業であるがゆえになお使えませんか。ですから、この方法はやはり考えなければいけません。しかし、電気と石炭というものは、一体の政策の中で総合的に行なうべき性格のものではないか、こう思つたのです。そのことを強調しておるわけです。さらに資料が出てから細部については質問をいたしたい、かように思つた。

○中村委員長 先ほど多賀谷委員から要求のありました資料については、至急取りそろえて当委員会に御提出を願

います。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

昭和三十五年三月十五日印刷

昭和三十五年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局